

# さけ・ます流し網漁禁止に係る 関連中小企業者向け融資制度のご案内

平成29年12月 北海道経済部地域経済局中小企業課

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

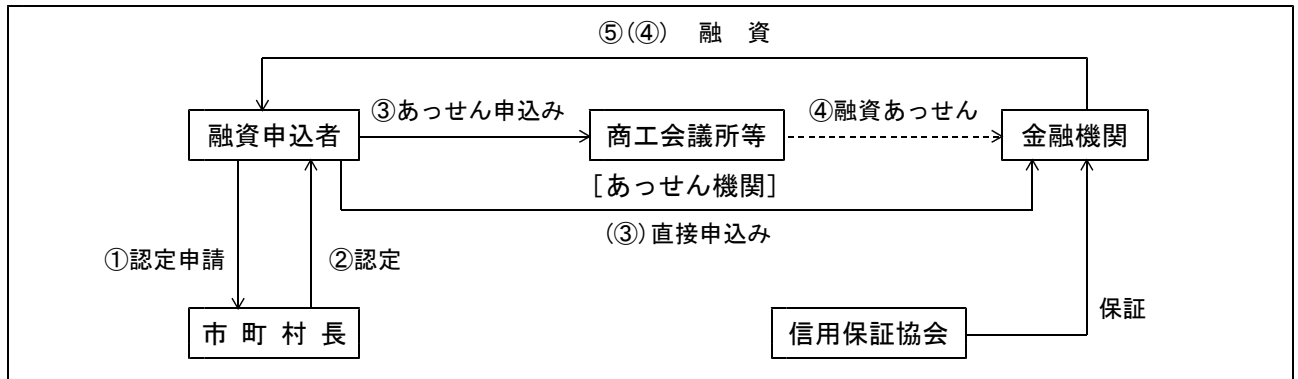
資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】								
融資対象	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要となります。</li> <li>・なお、認定基準は次のとおりです。</li> </ul> <p><b>【認定基準】</b> 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止（平成28年1月1日）以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去4年間における各年のいずれかの同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去4年間における各年のいずれかの同期比10%以上であること。</p> <p>(1) さけ・ます流し網漁業者と<b>直接的</b>に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方</p> <p>(2) さけ・ます流し網漁業者と<b>間接的</b>に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方</p> <p>(3) 根室市に事業所を有する方（さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません）</p>								
資金使途	事業資金								
融資金額	1億円以内								
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）								
融資利率	<p>固定金利又は変動金利 ※変動金利は、融資期間が3年を超える取扱いの場合に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="331 1451 1455 1523"> <tr> <td data-bbox="331 1451 466 1485">固定金利</td> <td data-bbox="466 1451 906 1485">年1.1%（融資期間5年以内）</td> <td data-bbox="970 1451 1098 1485">変動金利</td> <td data-bbox="1098 1451 1455 1485">年1.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="466 1485 906 1523">年1.3%（融資期間10年以内）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	固定金利	年1.1%（融資期間5年以内）	変動金利	年1.1%		年1.3%（融資期間10年以内）		
固定金利	年1.1%（融資期間5年以内）	変動金利	年1.1%						
	年1.3%（融資期間10年以内）								
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。								
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。								
保証料率	<p>[経営安定関連（セーフティネット）保証（2号）を利用する場合]</p> <p>普通保険適用の保証 年0.70%</p> <p>無担保保険適用の保証 年0.68%</p> <p>特別小口保険適用の保証 年0.48%</p>								
取扱期間 ※市町村への申請期間	平成28年1月1日～平成30年6月30日								
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合								

《 申込方法及びお問い合わせ先については、裏面をご覧ください 》

## 申込方法

- ・融資を希望される方は、市町村長の認定を受けてから、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、次の書類を添えて地元の商工会議所、商工会に「融資あっせん」の申込みをしてください
  - ・なお、中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会に、また、（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターに申込みをすることも可能です。
- ※所定の融資申込書に下記の「申込みに必要な書類」を添えて、直接取扱金融機関へ申し込む「直接申込み」も可能です。

### ▶融資までの基本的な流れ



### ▶申込みに必要な書類

- ・ 2期分の決算書又は確定申告書
- ・ 登記簿謄本又は登記事項証明書
- ・ 設備資金の場合は、見積書又は契約書
- ・ 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定書

※金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

## お問い合わせ先

- ・ お近くの信用保証協会、各商工会議所、各商工会、北海道中小企業団体中央会、（公財）北海道中小企業総合支援センター又は次の道庁の窓口へお気軽にお問い合わせください。

機 関 名	電話番号(直通)	機 関 名	電話番号(直通)
道庁 経済部 中小企業課	011-204-5346	檜山 振興局 商工労働観光課	0139-52-6641
空知 総合振興局 商工労働観光課	0126-20-0061	上川 総合振興局 商工労働観光課	0166-46-5940
石狩 振興局 商工労働観光課	011-204-5827	留萌 振興局 商工労働観光課	0164-42-8440
後志 総合振興局 商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷 総合振興局 商工労働観光課	0162-33-2925
後志 総合振興局 小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林 総合振興局 商工労働観光課	0152-41-0636
胆振 総合振興局 商工労働観光課	0143-24-9589	十勝 総合振興局 商工労働観光課	0155-27-8537
日高 振興局 商工労働観光課	0146-22-9281	釧路 総合振興局 商工労働観光課	0154-43-9182
渡島 総合振興局 商工労働観光課	0138-47-9459	根室 振興局 商工労働観光課	0153-24-5619